

## 平成27年度 第28回 役員会議事要旨

日 時 平成28年3月9日（水）10時30分～12時20分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，吉田理事

陪席者 佐々木監事，北村監事，藤井講師

### 1 審議事項

審議事項に入る前に，学長から審議事項の順番を変更する旨発言があった。

#### (3) 医療費特化型クレジットカードの導入について

学長から，本件について，医療費に特化したクレジットカード機能を持ったカードの導入について審議する旨説明があった。

次いで，医学部附属病院医療情報部藤井講師から，机上配布資料に基づき，「医療費限定クレジットカード M I R C A+」について，医学部附属病院における診療記録を把握し，患者自身の健康管理に役立つM I R C Aカードに，クレジットカード機能を付けることで患者へのサービス向上を図り，また，未収金発生抑制を図る，全国初の試みであり，カード発行会社1社の応募があった旨の説明があった。

これに対し，カード発行会社が，すでに実績を有する既存の会社ではなく新規のクレジット会社であること，ビジネスとして成り立たないのではないか，契約締結前に監事も共に協議してはどうか等の意見があり，今回は結論を見送ることとされた。

#### (1) 事務組織の見直しについて

人事課長から，本件について，平成28年4月1日から新学部設置に対応するため事務組織再編を行い，芸術地域デザイン学部事務部を新たに設置する旨，医学部「学生サービス課」の名称を「学生課」に変更する旨説明があり，審議の結果了承された。

#### (2) 「佐賀大学プロジェクト研究所」の設置期間の更新及び新規設置の認定について

門出理事から，本件について，設置期間の更新の申請があった2研究所については，いずれも活発な研究活動が行われており相応の研究成果が上がっている旨，新規設置は5研究所の申請があった旨説明があり，審議の結果了承された。

#### (4) その他

特になし。

## 2 協議事項

(1) 平成28年度国立大学法人佐賀大学年度計画（案）について

企画評価課長から、本件について、平成28年3月31日が提出期限であり、3月2日の中期目標・中期計画実施本部会議で素案を協議した旨、また、計画の主な数値目標について説明があり、協議の結果、了承され、直近の経営協議会、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(2) 「平成28年度国立大学法人佐賀大学予算編成の基本方針（案）」及び「平成28年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算（案）」について

財務部長から、本件について、「平成28年度国立大学法人佐賀大学予算編成の基本方針」を踏まえ、本学の平成28年度予算編成における経営戦略及び平成28年度収入・支出予算を策定するものである旨説明があった。

さらに、本策定にあたり、極めて困難な財務状況、『平成28年度予算編成における財源捻出（案）H28.2.19』を受けて、「平成27年度実績を勘案した留学生経費査定案」、「平成28年度における教員当研究費単価の設定について（案）」、及び「教育学部、芸術地域デザイン学部の予算配分について（削減前）（案）」について、また、机上配布資料の『消耗品費・備品費・旅費等』、『教員研究費』、『教育研究診療経費』の調整表について説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(3) 平成28年度長期借入金及び長期借入金償還計画の認可申請について

財務課長から、本件について、平成28年度において附属病院再整備のために独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より借入予定である長期借入金について、国立大学法人法第33条及び第34条に基づき、長期借入金の借入及び長期借入金償還計画に係る認可申請書を文部科学大臣宛提出するものである旨説明があり、直近の経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(4) 平成28年度学長裁量経費（施設整備関連経費）の選定について

環境施設部長から、平成28年度の学長裁量経費（施設整備関連経費）により実施する営繕事業について、各部局からの要求122事業の中から、4つの評価軸、部局優先順位により予備費を含め7つの事業を選定したものである旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(5) 新学部・新研究科の設置に伴う学内規則等の見直し及び規程等の一部改正について

- 総務課長から、資料8-1について、教育学部、芸術地域デザイン学部、学校教育学研究科及び地域デザイン研究科の設置に伴い、国立大学法人佐賀大学人事制度委員会規則 外7件について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議

の結果了承された。なお、規則以外の規程、細則等については、組織の設置改廃に伴う条文等の整備となることから、学長決裁をもって一部改正を行うこととする旨の説明があった。

- 人事課長から、資料 8-2 について、新学部等設置及び附属学校の運営体制の見直しに伴う附属学校規程の改正に伴い、国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程 外 10 件について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 人事課長から、資料 8-3 について、リサーチ・アドミニストレーター（UR A）の配置に伴い、国立大学法人佐賀大学契約職員人事規程について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 人事課長から、資料 8-4 について、芸術地域デザイン学部の設置に伴い、国立大学法人佐賀大学職員懲戒等規程について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 人事課長から、資料 8-5 について、個人情報の不適切な取扱いに対し厳正な対応を行うため、懲戒処分の標準例を改正し、懲戒処分の種類及び程度を明確にすることに伴い、国立大学法人佐賀大学職員の懲戒処分の基準に関する細則について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 人事課長から、資料 8-6 について、サバティカル研修の承認を学長が行うこと、研修の報告を教育研究評議会において実施すること、代替措置を廃止することに伴い、国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程 外 1 件について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 滝澤理事から、資料 8-7 について、新学部及び新研究科の設置並びに委員会に置く各部会構成等の見直しに伴い、佐賀大学教員養成カリキュラム委員会規則について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 門出理事から、資料 8-8 について、活動報告書及び研究実績報告書の提出における研究者の負担軽減及び効率化を図ることに伴い、佐賀大学プロジェクト研究所規程について、所要の改正を行う旨の説明があった。
- 国際課長から、資料 8-9 について、国際交流推進センター副センター長及び鍋島サテライト長並びに室長及び部門長の任期を指名する者である国際交流推進センター長の任期に合わせることに伴い、国立大学法人佐賀大学国際交流推進センター規則について、所要の改正を行う旨の説明があった。

以上 9 件について、各々協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (6) 国立大学法人佐賀大学テニユアトラック制に関する規程の制定について  
門出理事から、本件について、優秀な教育職員の確保及び育成を促進することに伴い、規程の制定を行うものである旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。
- (7) 佐賀大学における人を対象とする医学系研究に関する規程の制定について  
門出理事から、本件について、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に対応するため、規程を制定するものである旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。
- (8) その他  
特になし。

### 3 報告事項

- (1) 平成27年度佐賀大学学位記授与式及び平成28年度佐賀大学入学式の挙行について  
総務課長から、平成27年度学位記授与式は平成28年3月23日（火）午前10時から、平成28年度入学式は4月5日（火）午前10時から、それぞれ佐賀市文化会館で行われる旨の報告があった。
- (2) 国立大学法人佐賀大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）について  
企画評価課長から、本件について、平成28年3月1日付で文部科学省から提示された旨報告があった。
- (3) 平成27年度就職内定状況について（平成28年3月1日現在）  
就職支援課長から、平成28年3月1日現在の就職内定状況について報告があった。
- (4) その他  
総務課長から、平成28年度定例会議の予定について報告があった。

### 4 その他

特になし。

以上